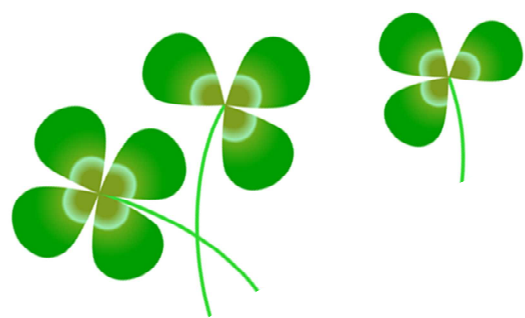




高齢者の手引き

住み慣れた
わが町で心地よい生活を



琴 浦 町

令和6年6月改定

目 次

総合相談	1
介護予防教室	2
げんきもん	3
介護予防サークル活動支援事業	4
もの忘れ相談	5
ことうら家族の集い	6
認知症高齢者等 SOS 見守りネットワーク事業	7
健康教室	8
琴浦そろいそろい手帳	9
補聴器購入費補助事業	10
ちょこっとあったかサービス	11
自立相談支援事業	12
成年後見制度	13

【琴浦町社会福祉協議会】

日常生活自立支援事業.....	14
生活福祉資金の貸付.....	15
えんくるり事業（総合相談・支援機能強化事業）.....	16
フードサポート事業.....	17
生活用品支援事業.....	18

【高齢者のための各種福祉サービス】..... 19～

☆生活・介護・家事のサービス

☆お弁当の配食サービス

☆高齢者の交流・公民館活動等

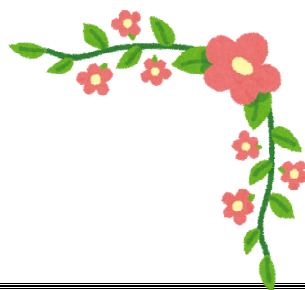
☆パワーリハビリテーション

☆外出支援 免許返納

☆予防接種助成

☆その他





相 談 窓 口

琴浦町役場 本庁舎

琴浦町徳万 5 9 1 - 2

すこやか健康課	地域包括支援センター	電 話 52-1525 ファクシミリ 52-1524
	高齢福祉係	電 話 52-1716 ファクシミリ 52-1524
	健康推進係	電 話 52-1705 ファクシミリ 52-1524
福祉あんしん課	生活支援係	電 話 52-1715 ファクシミリ 52-1524
	障がい福祉係	電 話 52-1706 ファクシミリ 52-1524
	障がい者 地域生活支援センター	

琴浦町社会福祉協議会

(本 所) 琴浦町浦安 1 2 3 - 1	電 話 52-3600
(赤碕支所) 琴浦町赤碕 1 1 1 3 - 1	電 話 55-1124



総合相談

【サービスの内容】

以下のような相談をお受けし、必要に応じて電話や訪問を行います。

- (1)「足腰の衰えが気になってきた」
- (2)「物忘れが気になる」
- (3)「ヘルパーやデイサービスを利用したい」
- (4)「お金の管理が難しくなった」
- (5)「入院したが、家に帰ってからの生活が心配」
- (6)「近所の〇△さん、ご家族の介護がとても大変そう」
- (7)「介護保険について知りたい」
- (8) 住環境に関する相談(住宅改修・福祉用具等) など・・

【対 象 者】

65歳以上の高齢者およびその家族

町内介護保険事業所および福祉サービス提供事業所

【利 用 料】

無 料

【サービスを提供するところ】

琴浦町



【問い合わせ先】

地域包括支援センター

電話52-1525

介護予防教室

【サービスの内容】

読み書き、計算などの知的活動、レクリエーション活動、転倒予防の運動を提供します。希望される方には送迎も行います。

【対象者】

次のいずれにも該当する方

- (1) 65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない方
- (2) 家に閉じこもりがちな方、もの忘れが多くなってこられた方、足腰の衰えが気になる方

【コース・利用時間】

- ①はればれ(週に1回コース) 1回210円
- ②いきがい(2週に1回コース) 1回210円
- ・午前または午後、2時間程度
- ・お住まいの地域、教室の空き状況により教室を決定します。
- ・以下の事業所のスタッフが対応します
立石会(みどり園)、赤碕福祉会(百寿苑)

【開催場所】

上郷地区公民館
下郷地区公民館
旧さくら台デイサービスセンター
みどり園八橋出張所



【問い合わせ先】

地域包括支援センター

電話52-1525

げんきもん

【サービスの内容】

運動機能の強化、認知機能の維持を目的に、専門職による体操や知的活動を提供する、3ヶ月（週1回全12回）の教室です。

希望される方には送迎も行います。

【対 象 者】

次の項目に該当する方

- (1) 琴浦町在住65歳以上で、要介護・要支援認定、事業対象者認定を受けていない方
- (2) 足腰の衰えが気になる方

【利用期間】

3ヶ月（週1回。全12回を1コースとして開催）

1回2時間程度 水曜日の午前または午後

令和6年度教室開始時期 6月 9月

【開催場所】

下郷地区公民館（午前）、赤碕ふれあい交流会館（午後）

【利 用 料】

1教室1回につき500円

【サービスを提供するところ】

さんびる(株)



【問い合わせ先】

地域包括支援センター

電話52-1525

介護予防サークル活動 支援事業

【サービスの内容】

地域住民が生きがい活動を共に楽しみながら、社会参加、仲間づくりなどにもつながるサークル活動を支援します。
下記の対象となるサークルには、活動状況により、月額2,000円または3,000円を町から支援します。

【対象サークル】

次のいずれにも該当するグループ

- (1) 40歳以上の町民で構成し、かつ、65歳以上の者が5人以上活動すること
- (2) メンバーに要介護高齢者を含むこと
65歳以上で、①ひとり暮らしの方
②夫婦のみの世帯の方
③要介護・要支援認定を受けている方
④閉じこもり傾向の方
- (3) 年間を通じて継続的に(おおむね週1回・月4回以上)活動すること
- (4) 内容は囲碁、手芸、グランドゴルフや体操、地域貢献活動等の介護予防や生きがいにつながる活動とする
- (5) 他から助成を受けていないこと



※サークルの申請、活動報告書の提出が必要です。
詳しくは下記までお問い合わせください

【問い合わせ先】

地域包括支援センター

電話52-1525

もの忘れ相談

【サービスの内容】

認知症に関する相談に、認知症専門医師が個別に応じます。

【対 象 者】

- (1) もの忘れが気になる方
- (2) 家族にもの忘れの症状があり、相談を希望される方

【開 催 日】

令和6年 6月18日(火)

9月10日(火)

令和7年 2月18日(火)



【会 場 ・ 時 間】

役場本庁舎(徳万 591-2) 2階防災会議室

午後1時30分～ ※事前予約制(予約は下記まで)

【利 用 料】

無 料



【問い合わせ先】

地域包括支援センター

電話52-1525

ことうら家族の集い

【サービスの内容】

介護を経験された方や、介護をしているみなさんが語り合う場です。

介護を一人で抱え込むのではなく、体験談をもとにお互いの気持ちを分かち合う「ピアカウンセリング」を中心とし、介護の情報交換の場として実施しています。

この会は、介護者家族が自主運営されています。

【対 象 者】

- (1) 在宅で介護をしている方
- (2) 在宅で介護をした経験がある方

【開催日時】

月1回・第2水曜日

午前10時00分～11時30分

【会 場】

八橋地区公民館

【参 加 料】

無 料



【問い合わせ先】

地域包括支援センター

電話52-1525

認知症高齢者等 SOS 見守りネットワーク事業

【事業の内容】

認知症がある方が行方不明になった場合に備え、必要な情報（特徴や写真等）を事前登録しておくことで、早期発見に役立てます。

【情報の登録・活用方法】

1 地域包括支援センターに申請、情報登録

※準備していただく物：印鑑、写真（上半身と全身の2枚）

※登録情報は、町地域包括支援センター、総務課、
琴浦大山警察署で管理します。

2 行方不明が発生した場合、申請された情報を基に町防災無線による全戸放送やあんしんトリピーメールによる配信等を行い、早期発見を目指します。

【登録費用】

無料



【問い合わせ先】

地域包括支援センター

電話52-1525

健康教室



【サービスの内容】

医師や歯科衛生士、理学療法士、保健師、栄養士などの専門職が地域の要望に応じて健康をテーマに講話や体操を行います。

講話・体操メニュー（各項目1時間程度）

1. フレイル予防（健康長寿全般・認知症・運動・栄養・口腔の話）
2. 疾病予防（生活習慣病予防・がん予防）
3. その他（介護保険講座・終活講座など）

【対 象 者】

琴浦町在住の方（サークルや地域の集いの場等）

【会 場】

町内地区公民館、各部落公民館、
文化センターなど



【利 用 料】

無 料（1団体につき年1回まで）

【申込期限】

健康教室実施2か月前まで



【問い合わせ先】

役場すこやか健康課 電話52-1705

琴浦そろいそろい手帳

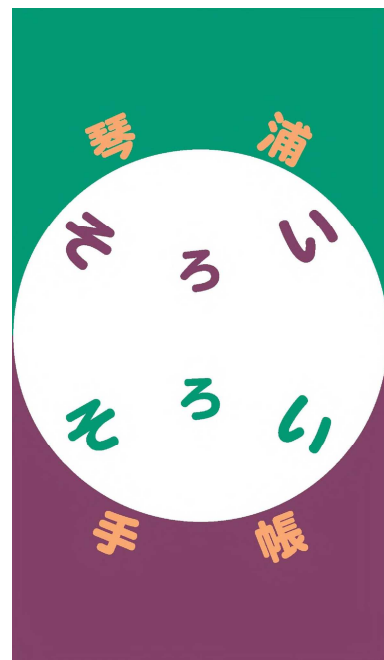
【内 容】

1人1人がこれまで大切にしてきた『人・こと・もの』を誰かへ引き継ぐとともに、もしもの時の備えとこれからの生活に生かして頂くための手帳を無料配布しています。

○個人の幸せを繋ぐために

○もしものときに備えて

- ・自分史(思い出、出会い)
- ・大切にしてきたもの
- ・引き継ぎたいもの
- ・趣味
- ・家族、知人
- ・これからの人生で大切にしたいこと
- ・希望する終末医療・介護サービス
- ・葬儀のこと、財産のこと など



大切な人に伝えたいことを、自由に書き留めておける手帳です

【配布場所】

琴浦町役場本庁すこやか健康課窓口、分庁総合窓口、
各地区公民館、琴浦町図書館、琴浦町社会福祉協議会、
ぴあべール中部会館等

※介護予防サークル訪問や健康教室開催時にも紹介し無料配布します。

【問い合わせ先】

役場すこやか健康課 電話52-1705

補聴器購入費補助事業

【サービスの内容】

聴力の低下により日常生活に支障が出ている方に対し補聴器購入代金の一部を補助します。

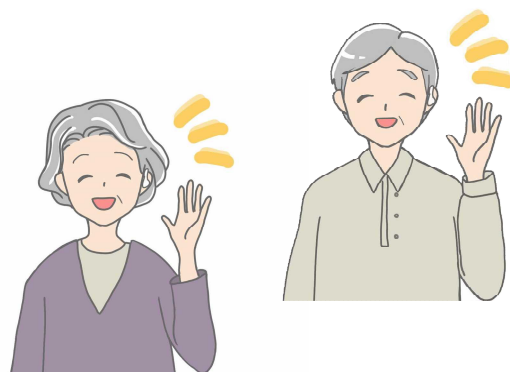
【対象者】

以下のすべてに当てはまる方

- ①琴浦町に住所のある40歳以上の方
- ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ③両耳の聴力レベルが平均して40デシベル以上70デシベル未満であることが医師により証明された方、又は医師により補聴器が必要と判断された方

【補助金額】

補聴器本体代金の1/2(上限3万円)



【申請方法】

- ①役場すこやか健康課から申請書を取得(窓口または郵送)
- ②申請書の医師による証明欄に診断内容を記入してもらい、補聴器の見積書を添えて提出



【問い合わせ先】

役場すこやか健康課 電話52-1705

ちょこっとあったかサービス

【サービスの内容】

身の回りのちょっとした困り事をボランティアの方にお手伝いしていただくサービスです。

(10分～15分程度で出来る簡単な作業)

- (1) ごみ出し
- (2) 電球・電池交換
- (3) 台所や冷蔵庫の整理、ビン・缶のふた開け
- (4) 荷物の移動・部屋の片付け
- (5) 布団干し
- (6) 代筆・代読及び文書の提出代行(役場・農協等)
- (7) その他(内容によっては対応できない場合もあります。)

【対 象 者】

65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯で、サービスを必要とする方

【利 用 料】

無 料



【サービスを提供するところ】

介護ボランティアがお手伝いします。

【問い合わせ先】

役場すこやか健康課 電話52-1716

琴浦町社会福祉協議会 電話52-3600

自立相談支援事業

【サービスの内容】

困りごとの相談に応じ、相談者の抱えている課題に専門の相談員が寄り添いながら問題解決に向けた支援を行います。

【対 象 者】

生活する上で困りごとがある方、又はそのご家族など



【問い合わせ先】

役場福祉あんしん課

電話52-1715

成年後見制度

【制度の内容】

認知症などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、法律行為や財産管理を支援する制度です。

【成年後見制度の種類】

◆法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や家族の申立を受けて、家庭裁判所が適切な後見人(保佐人・補助人)を選ぶ制度です。

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの制度があります。

◆任意後見制度

本人が元気なうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。



【問い合わせ先】

地域包括支援センター

電話 5 2 - 1 5 2 5

役場福祉あんしん課

電話 5 2 - 1 7 0 6

中部成年後見支援センターミットレーベン

電話 2 2 - 8 9 0 0

鳥取家庭裁判所倉吉支部

電話 2 2 - 2 9 1 1

琴浦町社会福祉協議会

電話 5 2 - 3 6 0 0

日常生活自立支援事業

【サービスの内容】

判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約にもとづき生活支援員が援助します。

- (1) 福祉サービスの利用援助
(福祉サービスについての案内、利用手続きなど)
- (2) 日常的な金銭管理サービス
(公共料金支払い手続き、預金のお出し入れなど)
- (3) 書類等の預かりサービス
(通帳、印鑑、権利証のお預かりなど)

【対 象 者】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、自らの判断で福祉サービスの利用や、利用料の支払いが困難な方

【利 用 料】

1時間以内 1,200円(1世帯)

※ただし、生活保護受給者(世帯)は無料です。



【問い合わせ先】

琴浦町社会福祉協議会 電話52-3600

生活福祉資金の貸付

【サービスの内容】

収入が少なく、必要な資金の融資を他から受ける事が困難な世帯や、障がい者の方が属する世帯、高齢者の方が属する世帯の生活の安定、向上を図ることを目的に資金を貸し付ける制度です。

【資金の種類】

(1) 緊急小口資金

緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった場合に必要となる少額の経費

(2) 総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費、住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用、生活を再建するために一時的に必要な費用

(3) 福祉資金

生業を営むための費用、技能講習に必要な費用、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸し付ける小額の費用など

(4) 教育支援資金

高校・短大・大学・各種専門学校に進学するための入学支度金
高校・短大・大学・各種専門学校に在学するために必要な経費

【対 象 者】

(1) 低所得世帯

資金の貸付にあわせて必要な援助を受けることにより、独立自活ができる世帯で、そのために必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯

(2) 障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、および精神障害者保健福祉手帳を受けた方などの属する世帯

(3) 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯



【問い合わせ先】

琴浦町社会福祉協議会 電話52－3600



えんくるり事業

(総合相談・支援機能強化事業)

【サービスの内容】

相談員が経済的困窮や生活全般の相談に応じます。
相談内容に応じて緊急を要するものについて現物給付を行います。

【対 象 者】

生活への心配ごとがある方、経済的に困窮されている方



【問い合わせ先】

琴浦町社会福祉協議会

電話52－3600

立石会 みどり園

電話53－2820

赤碕福祉会 百寿苑

電話55－2051

フードサポート事業

【サービスの内容】

一時的に生活に困窮されている方へ、町民・企業・商店などからの寄付により、食材・食品を提供することで自立につながるよう支援します。

【対 象 者】

生活に困窮し食品が購入できないなど、一時的に困っておられる方

【寄付の品物】

レトルト食品、インスタントラーメン、缶詰、飲料品、米、野菜、お菓子など

※冷蔵、冷凍品は取扱いません



【問い合わせ先】

琴浦町社会福祉協議会 電話52－3600

生活用品支援事業



【サービスの内容】

一時的に生活に困窮されている方へ、町民・企業・商店などからの寄付により一時的に必要な生活用品等を提供することで自立につながるようにします。

【対 象 者】

生活に困窮し生活用品が購入できないなど、一時的に困っておられる方

【寄付の品物】

トイレットペーパー、タオル、ティッシュペーパー、洗剤、せっけん、ボディソープ、シャンプー、おむつ など

【問い合わせ先】

琴浦町社会福祉協議会	電話52－3600
立石会 みどり園	電話53－2820
赤碕福祉会 百寿苑	電話55－2051



高齢者のための各種福祉サービス



☆生活・家事・介護援助のサービス☆

令和6年6月現在

サービス名/実施主体	実施内容・利用条件	利用料金等
シルバー人材センター 	家事・介護の代行 ◎利用対象者 琴浦町民	1時間1,154円
	家屋の修繕・大工仕事、襖・障子・網戸の張替えなど ◎利用対象者 琴浦町民	・障子1枚 878円～2,386円 ・襖張替え 2,488円～7,591円 ・網戸張替え 988円～2,962円 ※事務費、材料費含む ※今後材料費の値上げがあれば価格変更もあります
◆◆◆連絡先◆◆◆ シルバー人材センター 電話:52-1001	事務(宛名書き、代筆ほか) ◎利用対象者 琴浦町民	・宛名書き 1枚56円 ・一般事務 1時間920円 
	屋外作業 (除草、草刈、薬剤散布、剪定、伐採など) ◎利用対象者 琴浦町民	・除草・草刈など 1時間920円～1,568円 
ニチイライフ	家事や介護の援助 ◎どなたでも利用できます (年齢制限なし) 介護保険で対応できないこともお手伝いできます 	・スポットプラン 5,500円/1時間 ・定期プラン(月1回以上) 3,630円/1時間 ・定期プラン(週1回以上) 2,860円/1時間 ・シニア短時間プラン 2,200円/30分 ※シニア短時間プラン対象者 ①介護認定を受けている方 ②障がい者手帳をお持ちの人 ・年間スポットプラン(年4回以上) 4,070円/1時間 ・延長30分毎 1,320円 ※利用条件によって割引あり
◆◆◆連絡先◆◆◆ ニチイケアセンター大栄 電話:37-6100		
くらし助け合いの会	調理や食事の補助、洗い物、新聞紙・衣類の片づけ、除草作業など ◎利用対象者 鳥取県生協組合員 ※※鳥取県生協組合員登録※※ 出資金1,000円と金融機関への口座振替手続きが必要です	営業時間 月～金 8:00～17:00 (土・日・年末年始除く) 利用料金 ・1時間 1,000円(8:00～17:00) + 交通費(1km20円) ・追加料金 ※時間外または外仕事200円/1時間 ※時間外で外仕事400円/1時間
◆◆◆連絡先◆◆◆ 鳥取県生活協同組合 くらし助け合いの会 (担当:まつもと) 電話:090-3172-1432		

サービス名/実施主体	実施内容・利用条件	利用料金
受託作業 ◆◆◆連絡先◆◆◆ 東伯けんこう 電話:53-1439	屋内・屋外作業 (家片付け、掃除家草取り、除草剤散布、墓掃除など) 概ね1週間前までに申し込んでください 詳細はお問合せください ◎利用対象者 琴浦町民	・草取り、除草剤散布、墓掃除、家の片付け、掃除 1時間700円 (交通費:車1台1回500円) ・草刈り 1時間900円、燃料代実費 (交通費:車1台1回500円) 
受託作業 ◆◆◆連絡先◆◆◆ 琴浦ふれあい事業所 (琴浦町社会福祉協議会) 電話:55-1124	屋内・屋外作業 (草取り、除草剤散布、墓掃除など) 1週間前までに申し込んでください 詳細は要相談 ◎利用対象者 琴浦町民	・草取り、除草剤散布 1時間880円(税込み) ・家周り片付け掃除、空き家の掃除 1時間880円(税込み) ・墓掃除 要相談 
琴浦町 ごみ出し困難者 共助事業	ごみ出し困難者共助 最寄りのごみステーションに家庭ごみを出すことができない対象世帯のために別にごみ出し場所を設置します。 対象は家庭ごみのうち可燃ごみに限ります。 ごみ出しは対象者の支援者(介護ヘルパー、ボランティア、家族等)で行ってください。	無料 
◆◆◆連絡先◆◆◆ 琴浦町役場 町民生活課 電話:52-1703	◎利用対象者◎ ① 介護保険の事業対象者、要支援又は要介護認定を受けている人がいる世帯 ② 身体障害者手帳1級又は2級を所持する人がいる世帯 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人がいる世帯 ④ 療育手帳Aを所持する人がいる世帯 ⑤ ①～④以外で町長が認める世帯	

☆お弁当の配食サービス☆

サービス名/実施主体	実施内容・利用条件	営業日	利用料金
配食サービス ◆◆◆連絡先◆◆◆ 赤碕福祉会 百寿苑 電話:55-2051	夕食配達 ◎利用対象者◎ 旧赤碕町地域在住の方で、次のいずれかに該当する世帯が利用出来ます ・65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯 ・家族同居世帯であるが、高齢者向きの食事を必要とする高齢者が居る世帯 ・障がい者世帯	毎日 (年始3日間 は休み)	・1食650円 ・特別食750円 ①糖尿病予防食 ②腎臓病予防食 ③柔食 (おかゆ、きざみ食)
コープの夕食宅配 ◆◆◆連絡先◆◆◆ 鳥取県生活協同組合 コープきっちん(担当:しんばら) 電話:080-2886-6402	夕食配達  ◎どなたでも利用出来ます (年齢制限なし)	月～金 (土・日・祝日・ 年末年始等休み)	・おかずコース 1食490円～680円 ・お弁当コース 1食580円、590円 ・冷凍おかず 2食1,188円

☆高齢者の交流・公民館活動等☆			
実施主体	実施内容・利用条件	営業日	利用料金
スマイル ◆◆◆連絡先◆◆◆ 赤碕福祉会 百寿苑 電話:55-2051	ミニデイサービス ※送迎あり デイサービスに準じた内容で半日楽しく過ごしていただきます ◎利用対象者 琴浦町民	月曜日(隔週) 9:30~11:30	1回1,000円
ふれあい出張講座 ◆◆◆連絡先◆◆◆ 立石会 みどり園 電話:53-2820	出張講座 出張講座・皆様が健康に楽しく生活が送れるように 地域の公民館等に職員が出向いて下記の講座を行います ●講座のプログラム● ①自宅における排泄のワンポイントアドバイス ②認知症症状における接し方 ③ころばん体操・みどり園バージョン ④脱水症って？ ⑤感染症の予防 ⑥家で介護するってどんな方法があるの？ ⑦介護保険の仕組み ⑧わいわい講座 ⑨車椅子模擬体験と福祉の地域づくり ⑩加齢による食事への変化 ◎利用対象者 琴浦町民	平日10:00~16:00 ※土日は要相談 講演時間 20~30分 無料 	
ふれあい・いきいきサロン ◆◆◆連絡先◆◆◆ 琴浦町社会福祉協議会 電話:52-3600	ふれあい・いきいきサロン ・集落の公民館等で地域住民が主体となり、レクリエーション・カラオケ・体操などを通して介護予防や交流を深め、地域づくりにつながる活動に職員が出向き活動の支援をします ◎利用対象者 琴浦町民 ◎条件 年6回以上活動する 毎回5人以上で集まる 	無料	

☆パワーリハビリテーション☆

実施主体	実施内容・利用条件	利用料金
メディカルフィットネスクラブ ◆◆◆連絡先◆◆◆ MFCパワーリハビリセンターもりもと 電話:53-0521	メディカルフィットネスクラブ ・マシンやバイク、ウィーキングマシンを用いての運動 ・パワーリハ専用のマシンで個人の状態に合わせ理論に基づき、専門の指導員が設定、指導をします ・運動経験のない人や体力に自信がない人など、どなたでも利用できます コース ①フィットネスコース ②パワーリハコース ※①②週2回	入会金 5,000円 一般会費 5,000円/月 送迎会員(火・金) 週2回 8,000円/月 週1回 1,000円× 8枚綴りチケット ※送迎については要相談 

☆外出支援 免許返納☆

実施主体	実施内容・利用条件	内 容
運転免許 自主返納支援	運転免許自主返納支援事業 免許を自主返納された人に対し、右記のいずれかを1回限り交付します。 	①町営バス回数乗車券 ②中部タクシー協働組合共通乗車券 ※いずれも7,000円相当  
◆◆◆連絡先◆◆◆ 琴浦町役場 総務課 電話:52-2111	◎対象者 町内在住の65歳以上の人で、全ての運転免許を公安委員会に自主返納し、町税等の滞納のない人 ※免許返納日から1年以内に申請してください	

☆予防接種助成☆

実施主体	実施内容	助成方法
予防接種助成	肺炎球菌ワクチン予防接種助成 ◎助成対象 琴浦町民で、65歳の人 自己負担 3,000円 (7,900円のうち、4,900円町負担)	・事前に医療機関に予約し、接種券と予診票を持って予防接種を受けてください ・助成額が控除された料金の予防接種を受けることができます ・生活保護世帯の方は、医療機関での自己負担額を後日助成します
◆◆◆連絡先◆◆◆ 琴浦町役場 すこやか健康課 電話:52-1705	インフルエンザ予防接種助成 ◎助成対象 琴浦町民で満65歳以上の人 自己負担 2,300円 (4,160円のうち、1,860円町負担) 	

☆その他☆

実施主体	実施内容・利用条件	備考
障害者控除対象者の認定	障害者控除対象者の認定 ・該当する人には確定申告等で提出する障害者控除対象者認定書を交付します ・①②のいずれにも該当する人については11月頃に認定書を郵送します ①琴浦町介護保険被保険者 ②要介護1以上の認定を受けている人で認定基準に該当する人 	・長期入院等で介護認定を受けていない人について認定申請書と医師の証明した日常生活自立度等証明書をもって、認定基準に該当する場合、認定書を交付します
◆◆◆連絡先◆◆◆ 琴浦町役場 すこやか健康課 電話:52-1716		